

令和5年（ネ）第181号 国家賠償請求控訴事件

（原審 仙台地方裁判所平成30年（ワ）第1558号）

控訴人（被告）国 被控訴人（原告1）甲4、被控訴人（原告2）甲5

仙台高等裁判所第2民事部 令和5年10月25日判決言渡

裁判長裁判官 小林久起 裁判官 鈴木桂子 山崎克人

判決要旨

第1 主文の骨子

1 本件控訴をいずれも棄却する。（2項略）

第2 本件控訴

1 旧優生保護法に基づく強制優生手術

原告らは、甲4が昭和42年、甲5が昭和27年、いずれも10歳代後半の時に、
旧優生保護法4条に基づく優生手術（強制優生手術）を受けた。

旧優生保護法（昭和23年7月13日公布、同年9月11日施行）は、別紙官報
のとおり、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止することを目的と定め（1条）、
4条に基づく強制優生手術について、次のとおり定めていた。

医師は、別表に掲げる特定の疾患に罹っている者に対し、その疾患の遺伝を防止
するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、本人の同意を得
なくとも、都道府県優生保護審査会（昭和24年法律第154号による改正前は、
都道府県優生保護委員会）に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請するこ
とができる（4条）、申請を受けた都道府県優生保護審査会は、4条に規定する要件を
具えているかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、その手術
を行うべき医師を指定する（5条）。

都道府県優生保護審査会の決定の効力が確定したときは、この医師が、優生手術
を行い（10条）、この優生手術に関する費用は、国庫の負担とする（11条）。

旧優生保護法4条に基づく強制優生手術は、特定の疾患に罹っている者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であるという要件の下に、同法5条に基づく都道府県優生保護審査会の審査決定という公権力の行使（行政処分）によって、本人の同意を得ないで、優生手術（生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術、2条）を受けることを強制する制度である。

旧優生保護法4条に基づく強制優生手術の実施件数を見ると、昭和24年から平成元年までの間に合計1万4566件の優生手術が実施されている。旧優生保護法4条以下の強制優生手術に関する規定は、平成8年改正により削除された。

平成30年1月30日、旧優生保護法4条による強制優生手術を受けた者が、国に対して国家賠償を求める訴えを提起し（仙台第一次訴訟）、平成31年4月24日、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号、一時金支給法）が制定された。

2 原告らの訴え

原告らは、平成30年12月17日、被告国に対し、国家賠償法1条1項に基づき、各原告につき3300万円の損害賠償を求める本件訴えを提起し、その理由として、旧優生保護法の優生手術に関する条項は、制定当初から憲法に違反することが客観的に明白であり、国会議員が、旧優生保護法を制定し、原告らが優生手術を受ける前にこれを改廃しなかったことは、国家賠償法上違法であると主張した。

旧優生保護法の優生手術に関する条項が憲法に違反するという原告らの主張は、優生条項が、①憲法13条によって保障される個人の尊厳、身体の不可侵及び生殖に関する自己決定権を侵害し、同条に違反する、②特定の疾患を有する者に対して差別的取扱いをするもので、この取扱いに何らの正当性もないから、憲法14条1項に違反する、③個人の尊厳を損なって子を産み育てる権利を侵害するものであり、子を産み育てるか否かは家族の構成に関する事項であるから、家族に関する事項に関しては、法律は、個人の尊厳に立脚して制定されなければならないと定めた憲法24条2項に違反するというものである。

3 被告国の主張

被告国は、原告らの損害賠償請求権は、国家賠償法4条により適用される平成29年法律第44号による改正前の民法724条後段の規定により消滅したと主張し、原告らの請求を争った。改正前の民法724条は、「不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効により消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。」と定め、平成29年法律第44号附則35条1項は、改正前の民法724条後段に規定する期間が、改正法の施行の際（令和2年4月1日）既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例によると定めている。

被告国は、原告らが本件訴えを提起する前に、原告らが優生手術を受けた時から改正前の民法724条後段に規定する20年の期間が経過しているから、原告らの損害賠償請求権が消滅していると主張するのである。

4 被告国の控訴

原審は、被告国に対し、原告らそれぞれにつき、1650万円（慰謝料1500万円と弁護士費用150万円）の損害賠償とこれに対する平成31年1月8日（訴状送達日の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を命じ、その限度で原告らの請求を一部認容し、その余の請求を棄却した。

被告国は、原判決が原告らの請求を認容した部分を不服として控訴した。

第3 当裁判所の判断（要旨）

1 旧優生保護法の強制優生手術に関する規定が明白に憲法に違反すること

原告らが優生手術（強制優生手術）を受けた根拠である旧優生保護法4条以下の規定は、精神病や精神薄弱などの特定の疾患に罹っている者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であるという理由により、優生手術を受けることを強制する仕組みを定めたものである。

精神病や精神薄弱などの特定の疾患に罹っているからといって、そのことのみで「その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要である」という

理由を付けて、優生手術（生殖を不能にする手術）を受けることを強制するのは、そのような制度の目的が、個人の尊重という日本国憲法の基本理念に反し、不合理であることは明らかであって、その手段も、都道府県優生保護審査会の審査による適否の決定という行政の決定に基づく公権力の行使により、本人の同意を得ないまま、高度の身体的侵襲を伴い、不可逆的に生殖を不能にする優生手術を強制するのであるから、手段の合理性もないことが明らかである。

このような旧優生保護法の強制優生手術に関する規定は、日本国憲法13条が、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と定めているにもかかわらず、子を産み育てる自由及びその意に反して身体への侵襲を受けない自由を侵害するものであって、特定の疾患に罹っている者に対し、憲法13条が示した個人の尊重の理念に反し、憲法13条により保障される自由及び幸福追求に対する国民の権利を侵害したものであり、昭和23年7月13日の旧優生保護法立法当時から、明白に憲法13条に違反していた。

また、日本国憲法14条1項は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定めているにもかかわらず、旧優生保護法の強制優生手術に関する規定は、特定の疾患に罹っている者に対し、そのことのみを理由として法的な差別的取扱いをしたものであって、その区別が事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくとは到底認められないから、憲法14条1項が示した法の下の平等の原則に反する差別をしたものであり、旧優生保護法の立法当時から、明白に憲法14条1項に違反していた。

更に、日本国憲法24条2項は、「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」と定めているにもかかわらず、旧優生保護法の強制優生手術に関する規定は、特定の疾患を有する者に対し、

合理的な根拠もないのに優生手術を強制して生殖を不能にし、子を産み育てる機会を強制的かつ不可逆的に失わせるものであり、国会の合理的な立法裁量の範囲を逸脱し、家族に関する事項に関して、個人の尊厳に立脚しない法律を制定したものであって、旧優生保護法の立法当時から、憲法24条2項にも明白に違反していた。

2 旧優生保護法の立法が国家賠償法上違法であること

旧優生保護法の強制優生手術に関する規定は、法制度として、特定の疾患に罹っている者に対し、個人の尊厳という日本国憲法の基本理念に基づき、疾患があったとしても個人として尊重されるべきであるのに、疾患のみを理由として、合理的な根拠もないのに優生手術を強制して生殖を不能にする仕組みを作ったものであり、このような法律の規定は、優生手術を強制される者について、子を産み育てる自由や幸福追求に対する国民の権利を侵害し、疾患を理由として合理的な根拠もなく法の下の平等に反する差別をしたものであり、立法当時から憲法13条、14条1項、24条2項に明白に違反していた。

国會議員は、このように明らかに日本国憲法に違反し、憲法によって保障された国民の基本的人権を明白に侵害する強制優生手術の仕組みを持った法律を立法し、その法律の適用により原告らに強制的に優生手術を受けさせたのであるから、この国會議員の立法行為は、立法当時の時代状況を踏まえても、国家賠償法1条1項の適用にあたり、少なくとも過失によって違法に原告らに損害を加えたと評価されるものである。

3 民法724条後段の20年の期間経過により権利が消滅しないこと

当裁判所は、最高裁判所の判例とは異なり、法の基本原則である正義・公平の観点から考えて、また、不法行為による損害賠償請求権の期間の制限について、「不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。」と定めた民法724条後段の規定が、前段に「不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。」と規定したのを承けて「同様とする」と規定したことからも、民法724条後段の

規定は、不法行為による損害賠償の請求権は、不法行為の時から 20 年を経過したときは、時効によって消滅することを定めた規定であると解する。

被告国は、国会議員による旧優生保護法の立法により、精神病や精神薄弱など特定の疾患を有する障害者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であるという理由を付けて、同意もなく高度の身体的な侵襲を伴う不妊手術を強制し、法の下の平等の原則に反する不当な差別を行い、個人の尊厳という憲法の基本原理に反して子を産み育てる自由を奪った上、法制定後も長期間、同法に基づく行政の施策として優生思想の普及や優生手術の拡大を目的とした政策を継続して、優生手術の対象となる障害者に対する差別や偏見を正当化・固定化し、優生手術の被害者が基本的人権の侵害を認識して損害賠償請求などの権利行使をすることを著しく困難にしてきた。

その上、旧優生保護法に基づく強制優生手術の実施は、被告国が、憲法に違反して無効であるはずの旧優生保護法を制定して国民に公布し、適法な公権力の行使であるような形式で強制されたのであって、このような被告国の行為が、国家賠償法上の違法な行為であることを知ることは極めて困難であり、平成 8 年改正で強制優生手術に関する規定が削除されるまでに旧優生保護法の制定から 70 年近く経ち、優生手術を受けた者のうち約 98 % は手術の時から 20 年経過していたため、民法 724 条後段に 20 年の経過による損害賠償請求権の消滅を定めた規定があることからも、権利行使をすることは实际上不可能であったと認められる。

被告国による憲法違反の法律の制定や憲法違反の無効な法律に基づく政策の推進といった違法行為によって強制優生手術を受ける損害を加えられた原告らにとって、これによる損害賠償の請求権行使することは、客観的に見ても不能又は著しく困難であったと認められる。そのような原告らが、平成 30 年 1 月末頃ないし同年 6 月頃に権利行使の前提となる情報を知り、その上で法律相談をして、権利行使が可能となったといえる時から 6 か月以内に本件訴訟を提起し、被告国の国家賠償責任を追及したのである。このような原告らに対し、優生手術の時から 20 年の期間が

経過しているからといって、憲法に違反する法律を制定し、法の運用という適法であるかのような外形の下に、障害者に対する強制優生手術を実施・推進して、法の下の平等に反する差別を行い、子を産み育てる自由を奪い、同意のない不妊手術をして身体への重大な侵襲を強制するという重大な人権侵害の政策を推進してきた被告国が、民法724条後段の20年の期間経過による損害賠償請求権の消滅の主張をすることは、民法2条に定める個人の尊厳という解釈基準に照らし、また、法の基本原則である正義・公平の観点からみても、「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。」と定めた民法1条2項の基本原則に反するものであり、「権利の濫用は、これを許さない。」と定めた民法1条3項の適用上、権利の濫用にあたるといえる。

被告国が、民法724条後段の規定により原告らの損害賠償請求権が消滅したと主張することは、民法1条3項により、権利の濫用として許されないから、原告らの損害賠償請求権は、優生手術の時から20年権利行使しなかつたからといって、時効によって消滅することはない。

仮に、民法724条後段の規定について、最高裁判所の判例に従って、除斥期間を定めたものと解したとしても、上記の事情からすれば、被告国が20年の経過によって損害賠償義務を免れるということは著しく正義・公平の理念に反する上に、原告らは、権利行使を客観的に不能又は著しく困難とする事由が解消した時から、6ヶ月以内に権利行使をしていることから、除斥期間の適用を制限するのが相当であり、民法724条後段の規定にかかわらず、原告らの損害賠償請求権が消滅したということはできない。

なお、国会は、平成8年改正により、旧優生保護法の強制優生手術に関する規定を削除し、その改正法案の提案理由及び内容について、法案提出者である衆議院厚生委員長は、「本案は、現行の優生保護法の目的その他の規定のうち不良な子孫の出生を防止するという優生思想に基づく部分が障害者に対する差別となっていること等にかんがみ、所要の規定を整備しようとするもの」とあると説明している。

しかし、平成8年改正の趣旨は、被告国ないし国会において、旧優生保護法の強制優生手術に関する規定が憲法に違反する無効な規定であって、この規定に基づき既に実施された強制優生手術が、憲法に違反する人権侵害であったことまで認めたものではない。そうすると、平成8年改正により強制優生手術に関する規定が削除され、その前提として、被告国ないし国会によって、旧優生保護法による障害者に対する差別への反省が示されたとしても、旧優生保護法によって優生手術を強制された者にとって、その被害の救済を求めて損害賠償を請求する権利行使について、客観的に不能又は著しく困難とする事由が解消したと認めることは到底できない。

被告国は、平成31年4月24日、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（一時金支給法）を制定し、旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者を対象に、一律に320万円の一時金を支給する制度を実施しており、このことは、旧優生保護法に基づく優生手術を受けた被害者の救済に、ある程度の役割は果たすものと考えられる。

しかし、原告らは、一時金支給法の制定前に本件訴えを提起しているから、少なくとも一時金支給法の制定前に訴えを提起した原告らに対する関係では、被告国が一時金支給法を制定したことは、民法724条後段の規定による損害賠償請求権の消滅の主張が権利の濫用にあたるという判断を左右しないというべきである。

4 原告らの損害について

原告らは、長年にわたり憲法に違反する違法な優生手術による損害賠償請求権を行使することができない状況に置かれ、そのため現時点で優生手術が行われた当時の損害額を算定することは、相当難しい状況にある。そして、強制優生手術を受けたことによる原告らの精神的苦痛は、不可逆的に生殖を不能とされたことにより、生涯にわたり、子を産み育てる喜びを奪われ、不良な子孫の出生をもたらす存在という不当な差別の下に生きて来なければならなかつた精神的苦痛である。旧優生保護法に基づく強制優生手術の実施は、憲法により保障された法の下の平等に反する差別であり、被告国による重大な人権侵害であったにもかかわらず、平成8年改正

により旧優生保護法に基づく強制優生手術の制度が廃止された時もその後も、被告国による人権侵害に対する謝罪や被害補償などの権利救済はされなかつた。

原告らは、旧優生保護法に基づく強制優生手術がされたことによる精神的苦痛を長年にわたり受け、その精神的苦痛は、人権侵害に対する被告国による謝罪や補償などの権利救済がされなかつたことによつても大きくなり、そのことが、本件訴え提起の理由となつたとも考えられる。

以上の事実を総合すれば、強制優生手術を受けた原告らの精神的苦痛に対する慰謝料は、優生手術を受けた時から本件訴え提起に至るまでの精神的苦痛を全体として評価した上で、本件訴えの提起時を基準として評価算定することが、本件の事実関係に基づく原告らの損害の適切な算定に資すると考えられる。

以上の観点から、憲法に違反する旧優生保護法に基づく強制優生手術を受け、その後本件訴え提起に至るまでの原告らの精神的苦痛を評価すれば、原審同様、原告らの精神的苦痛に対する慰謝料は、訴え提起時点において 1500 万円と評価するのが相当であり、弁護士費用 150 万円を加えた 1650 万円を原告らの損害額と認めるのが相当である。

このように算定した原告らの損害額は、優生手術を受けた時から訴え提起までの時の経過も考慮し、その間の精神的苦痛も評価したものであるから、遅延損害金は訴状送達日の翌日から付するのが相当である。

5 結論

被告国は、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、原告らに対し、各 1650 万円の損害賠償とこれに対する訴状送達日の翌日である平成 31 年 1 月 8 日から支払済みまで民法所定年 5 分の割合による遅延損害金を支払うべき義務がある。

原判決が、原告らの請求を一部認容し、被告国に対して上記金額の支払を命じた部分は相当であり、被告国の控訴は理由がない。

下に定める保育上必要な事項を規定するため、保育委員会は、中央保育委員会及び地区保育委員会と十人。

2 中央保育委員会は、厚生大臣の監督に依り、主として保育手術に關する審査の再審査を行ふ外、この法律で定める保育上必要な事項を處理する。

3 都道府県保育委員会は、都道府県に屬する都道府県の出生を防止するため、出生相談所を設置する。

4 地区保育委員会は、保育所の区域ごとにこれを設き、都道府県知事の監督に依り、人工妊娠中絶に関する認可を行つ。

(権成)

第十九條 中央保育委員会は委員三十人以内で、都道府県保育委員会は委員十人以内で、地区保育委員会は委員五人以内で、これを組成する。

2 各種保育委員会において、特に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、医師、民生委員、裁判官、検察官、關保行政課の官吏又は其員その他の職業者の中から、中央保育委員会にあつては厚生大臣が、都道府県保育委員会及び地区保育委員会に、委員の互選によつて選出する。

4 各種保育委員会に、委員の互選

(選舉と相談)

第十條 保育委員会は、中央保育委員会及び地区保育委員会と十人。

2 中央保育委員会は、厚生大臣の監督に依り、主として保育手術に關する審査の再審査を行ふ外、この法律で定める保育上必要な事項を處理する。

3 都道府県保育委員会は、都道府県に屬する都道府県の出生を防止するため、出生相談所を設置する。

4 地区保育委員会は、保育所の区域ごとにこれを設き、都道府県知事の監督に依り、人工妊娠中絶に関する認可を行つ。

(権成)

第十九條 保育委員会は、中央保育委員会の委員及び都道府県知事の監督に依り、人工妊娠中絶に関する認可を行つ。

(権成)

第三十條 保育委員会は、都道府県に屬する都道府県の出生を防止するため、出生相談所を設置する。

(権成)

第三十一條 保育委員会は、都道府県に屬する都道府県の出生を防止するため、出生相談所を設置する。

(権成)

第三十二條 保育委員会は、都道府県に屬する都道府県の出生を防止するため、出生相談所を設置する。

(権成)

第三十三條 保育委員会は、都道府県に屬する都道府県の出生を防止するため、出生相談所を設置する。

(権成)

第三十四條 保育委員会は、都道府県に屬する都道府県の出生を防止するため、出生相談所を設置する。

(権成)

第三十五條 保育委員会は、都道府県に屬する都道府県の出生を防止するため、出生相談所を設置する。

(権成)

第三十六條 保育委員会は、都道府県に屬する都道府県の出生を防止するため、出生相談所を設置する。

(権成)

第三十七條 保育委員会は、都道府県に屬する都道府県の出生を防止するため、出生相談所を設置する。

(権成)

第三十八條 保育委員会は、都道府県に屬する都道府県の出生を防止するため、出生相談所を設置する。

(権成)

第三十九條 保育委員会は、都道府県に屬する都道府県の出生を防止するため、出生相談所を設置する。

(権成)

第四十條 保育委員会は、都道府県に屬する都道府県の出生を防止するため、出生相談所を設置する。

(権成)

第四十一條 保育委員会は、都道府県に屬する都道府県の出生を防止するため、出生相談所を設置する。

(権成)

第四十二條 保育委員会は、都道府県に屬する都道府県の出生を防止するため、出生相談所を設置する。

(権成)

第四十三條 保育委員会は、都道府県に屬する都道府県の出生を防止するため、出生相談所を設置する。

(権成)

第四十四條 保育委員会は、都道府県に屬する都道府県の出生を防止するため、出生相談所を設置する。

(権成)

第四十五條 保育委員会は、都道府県に屬する都道府県の出生を防止するため、出生相談所を設置する。

(権成)

(委任事項)

第十九條 この法律で定めるものの委任の任期、委員長の職務その他の保育委員会の運営に関する必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十九條 儿童相談所の運営に関する事項は、その運営理由を記して、都道府県知事に届け出なければならぬ。(細則)

第三十条 儿童相談の見地から結婚の相談に應じることない、遺傳その他

要な事項は、命令でこれを定める。

第三十一条 儿童相談所の運営

第二十六條 儿童手術を受けた者は、

婚姻しようとするときは、その相手方に對して、保育手術を受けた旨を通知しなければならない。

(秘密の保持)

第二十七條 儿童手術の委員会の委員及び

正職中絶の審査者としては進行の事務

に從事した公務員又は保育相談相談

府職員に少くとも一箇所以上、これを

相談所に就職しようとするときは、

厚生大臣の認可を得なければならない。

(認可の認可)

第二十九條 儿童相談所は、都道府

府職員に少くとも一箇所以上、これを

相談所に就職しようとするときは、

厚生大臣の認可を得なければならない。

(認可の認可)

第三十一条 儿童相談所は、厚生大臣

に相談所で就職しようとするときは、

検査その他の必要な設備をそな

えなければならない。

(名稱の登白)

第三十二条 この法律による保育相

相談所でなければ、その名稱中に、

保育相談所たることを示す文字

を用いてはならない。

(登白の登白)

第三十三条 この法律による保育相

相談所でなければ、その名稱中に、

保育相談所たることを示す文字

を用いてはならない。

(登白の登白)

第三十四条 この法律による保育相

相談所でなければ、その名稱中に、

保育相談所たることを示す文字

を用いてはならない。

(登白の登白)

者は、これを六ヶ月以下の罰金又は二万円以下の罰金に処する。

(第十九條 第二十九條の規定に違反

して、保育手術を行つた者は、これ

を一年以下の懲役又は五万円以下の

罰金に処する。そのために、人を死に至らしめたときは、三年以下の懲役に處する。

(附 则)

第二十六条 儿童手術を受けた者は、

婚姻しようとするときは、その相手

方に對して、保育手術を受けた旨を

通知しなければならない。

(施行期日)

第三十一条 儿童相談所は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

(施行の登白)

第三十二条 国民保健法(昭和十五年

法律第七十七号)は、これを廢止する。

(廃止の登白)

第三十三条 第二十九條の規定に違反

して、厚生大臣の認可を得ないで保

育相談所を開設したものは、こ

れを五千円以下の罰金に処する。

(登白の登白)

第三十四条 第二十九條の規定は、昭

和二十一年厚生省令第四十二号(元

度の届出に関する規則)の規定によ

る届出をした場合は、その範囲内

で、これを適用しない。

(登白の登白)

第三十五条 第二十九條の規定に違反

して、厚生大臣の認可を得ないで保

育相談所を開設したものは、こ

れを五千円以下の罰金に処する。

(登白の登白)

第三十六条 第二十九條の規定に違反

して、厚生大臣の認可を得ないで保

育相談所を開設したものは、こ

れを五千円以下の罰金に処する。

(登白の登白)

第三十七条 第二十九條の規定に違反

して、厚生大臣の認可を得ないで保

育相談所を開設したものは、こ

れを五千円以下の罰金に処する。

(登白の登白)

四 葉酸且つ黒質な遺傳性病的性	分型病質
遺傳性進行性舞蹈病	細胞病質
遺傳性脊髄性運動失調症	精神性進行性筋萎縮症
遺傳性小脳性運動失調症	筋萎縮性側索硬化症
先天性筋萎縮消長症	筋萎縮性脳神經病
先天性筋萎縮消長症	遺傳性筋萎縮症
先天性軟骨发育障碍	先天性軟骨发育障碍
先天性軟骨发育障碍	先天性軟骨发育障碍
先天性皮膚水泡症	先天性皮膚水泡症
先天性ボルフィリン尿症	先天性ボルフィリン尿症
先天性手足足趾発育不全症	先天性手足足趾発育不全症
網膜色素沈着症	網膜色素沈着症
黄斑部変性	黄斑部変性
網膜脈絡膜	網膜脈絡膜
先天性白内障	先天性白内障
全色盲	全色盲
牛眼	牛眼
提内障性白内障	提内障性白内障
青色视觉	青色视觉

先天性
遺傳性疾患
血友病
重度な精神性障害
裂手、裂足
指屈筋部分肥大症
先天性無眼珠症
顔面痙攣
先天性脊柱裂
先天性骨欠損症
先天性四肢欠損症
小頭症
その他厚生大臣の指定するもの

厚生大臣 竹田 優一
内閣総理大臣 菅田 均